

令和6年6月27日開催

新庄市農業委員会第13回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和6年6月）議事録

1. 開催日時 令和6年6月27日（木）午前10時00分
2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（19名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 松田 浩一	4番 早坂 浩樹
5番 指村 貞芳	6番 森 良一
7番 下山 秀一	8番 奥山 久
9番 中鉢 浩	10番 五十嵐 成生
11番 田宮 成彦	12番 齋藤 謙二
13番 星川 吉和	14番 伊藤 和彦
15番 三原 幸一	16番 星川 秀男
17番 星川 豊	18番 佐藤 喜代志
19番 高山 光弥	
4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 4 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 4 4 号 農用地利用集積計画【一括方式】について
日程第 5 議案第 4 5 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の
状況その他事務の実施状況の公表（案）について
日程第 6 報告第 3 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 7 報告第 3 2 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

6. 出席した事務局職員

事務局長	大江 周	局長補佐	鏡 彰 広
主任	八 鍬 貴 征	主任	結 城 美 緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 6 年度新庄市農業委員会第 1 3 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 1 9 名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、本第 1 3 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

< 「異議なし」という者あり >

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に8番奥山久委員と19番高山光弥委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八鍬貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第42号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第42号農地法第3条の規定による許可申請について、萩野地区1件、八向地区1件、計2件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

萩野地区1番につきまして、6月22日に調査確認しました。所有権移転の案件です。昔当事者間で土地を交換したらしいのですが、その時に所有権の変更登記が行われていませんでした。また、譲受人も高齢であり整理をしておきたいとのことでした。今は親戚の人が野菜などを栽培しています。譲渡人も納得しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区1番につきまして、6月22日に調査確認しました。譲渡人はもともと譲受人の隣に住んでいました。市外へ転出する際に譲受人に土地を贈与するということで双方合意しており、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第42号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第42号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第43号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件でございます。(議案書を基に内容を説明。)
ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区1番につきまして、6月19日に現地確認、6月20日に申請代理人に電話で確認をしました。隣村に居住する渡人は新庄市内で2つの会社を経営しています。今回の申請は自己所有の農地を主に駐車場に転用して自身が経営する2つの会社に賃料を払いたいという申請です。事業面積と転用面積が違うのは渡人自身の所有地が併用地として含まれているためです。周りは住宅地であり、この転用による影響はないと思われれます。問題ないと判断しましたので、よろしく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第43号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第43号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第44号農用地利用集積計画【一括方式】についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第44号農用地利用集積計画【一括方式】について、賃借権設定（新規）につきまして新庄地区1件となっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区1番につきまして、6月22日に調査確認しました。先月の総会の合意解約の案件で、3条から一括方式の中間管理機構を通した貸し借りに移行するということになりました。問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第44号農用地利用集積計画【一括方式】については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第44号農用地利用集積計画【一括方式】については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第45号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についてを上程します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第45号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、議案書の通りとなっております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第45号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第45号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)については、原案のとおり公表することと決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第6、報告第31号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第31号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区4件、萩野地区4件、八向地区2件、計10件ございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの報告第31号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第31号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第32号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第32号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区4件、萩野地区1件、八向地区1件、計6件でございます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

よろしく願いいたします。

○議長

ただいまの報告第32号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第32号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これで新庄市農業委員会第13回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和6年6月27日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員